

令和 3 年度

# 定期監査等結果報告書

鈴鹿市監査委員

# 目 次

## 定期監査

1	監査の基準	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の着眼点（評価項目）	1
5	監査の実施内容	2
6	監査の結果	2
	地域振興部地域協働課（地区市民センター及び公民館）	3
	子ども政策部子ども育成課（保育所）	3

## 財政援助団体等監査

1	監査の基準	4
2	監査の種類	4
3	監査の対象	4
4	監査の着眼点（評価項目）	4
5	監査の実施内容	5
6	監査の結果	5
	財政援助団体監査	
	一般社団法人鈴鹿市観光協会	5
	指定管理者監査	
	鈴鹿市第1療育センター及び鈴鹿市第2療育センター／社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会	6
	鈴鹿市障害者生活介護施設ベルホーム／社会福祉法人 鈴鹿市社会福 祉協議会	6
	鈴鹿市河川防災センター及び鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設） ／株式会社GFM	7

## 定期監査

### 1 監査の基準

鈴鹿市監査基準に準拠

### 2 監査の種類

財務監査。鈴鹿市監査委員条例第4条第1項による定期監査として実施。

### 3 監査の対象

#### (1) 定期監査

牧田地区市民センター・公民館，稲生地区市民センター・公民館，箕田地区市民センター・公民館，若松地区市民センター・公民館，栄地区市民センター・公民館，合川地区市民センター・公民館，井田川地区市民センター・公民館，久間田地区市民センター・公民館，椿地区市民センター・公民館，庄内地区市民センター・公民館，一ノ宮地区市民センター，清和公民館，旭が丘公民館，愛宕公民館，一ノ宮公民館，長太公民館，郡山公民館

牧田保育所，白子保育所，算所保育所，西条保育所，一ノ宮保育所

(以下，書面監査。)

総務部，環境部，子ども政策部，健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種推進課，産業振興部，都市整備部，教育委員会事務局，消防，公平委員会，農業委員会事務局，選挙管理委員会事務局，監査委員事務局

国府地区市民センター・公民館，庄野地区市民センター・公民館，加佐登地区市民センター・公民館，石薬師地区市民センター・公民館，飯野地区市民センター・公民館，河曲地区市民センター・公民館，玉垣地区市民センター・公民館，天名地区市民センター・公民館，深伊沢地区市民センター・公民館，鈴峰地区市民センター・公民館，白子地区市民センター，住吉公民館，白子公民館，鼓ヶ浦公民館，ふれあいセンター，神戸公民館

河曲保育所，玉垣保育所，神戸保育所，合川保育所，深伊沢保育所，子育て支援センターりんりん

幼稚園（全11か所）

小学校（全30か所）

中学校（全10か所）

### 4 監査の着眼点（評価項目）

#### (1) 補助金等交付事務

ア 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。

イ 補助金等の算出は合理的な基準によって行われているか。

ウ 補助の効果は確認されているか。

エ 補助金等の交付条件は適切に示され，条件どおり履行されているか。

オ 事業計画書どおりの精算が行われているか。

カ 補助金等が所期の目的を達成しているにもかかわらず，漫然と継続している

ものはないか。終期の設定（時限性）がなされる必要はないか。

キ 行政需要が減少しているもの又は事業効果が希薄なもので、縮小廃止が適当と認められるものはないか。

ク 事業規模に関係なく、一律に定額の補助が行われていないか。

## (2) 委託契約

ア 仕様書は適正に作成されているか。

イ 予定価格の算定及び秘密保持の方法は適正に行われているか。

ウ 見積書及び契約書等の関係書類及び帳簿は的確に管理されているか。内容は適正か。

エ 随意契約による場合、その理由は適正か。

オ 契約変更の場合、その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。事務は適時かつ適正に行われているか。

カ 委託した事務事業が適正に履行されたかどうかを成果物その他実績報告書等で確認したか。

## (3) 財産管理

ア 各々の財産に応じた必要十分な維持管理及び補修が適切に行われているか。

イ 遊休化しているものについて、解決するための方策が講じられているか。

ウ 財産の貸付け又は目的外使用の理由、期間、貸付料及び条件は適正か。

エ 財産は効率的に運用されているか。経済性や効果に課題が見当たらないか。

## (4) 現金預金の取扱い

ア 現金出納簿は遅滞なく正確に記帳されているか。

イ 収納金は適正に保管されているか。私金と混同してないか。

ウ 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

エ 釣銭資金の設定、取扱い及び保管は適正に行われているか。

オ 歳計外現金の取扱いは適正か。

## 5 監査の実施内容

令和2年度に執行した事務事業を対象に、各所属を単位として監査調書及び関係帳簿類の事前調査、関係職員からの聞き取り、現地調査、委員からの質疑応答及び講評などの方法により、令和3年11月1日から令和4年3月16日に実施した。

なお、上記「3 監査の対象」の後段に掲げる各所属については、提出された調書に基づき書面監査として実施した。

## 6 監査の結果

上記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し正確に行われ、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、一部において改善すべき事項等が見受けられた。指摘事項（修正・改善を要する事項）及び所見（検討・努力を要する事項）は次のとおりである。

## 地域振興部

### 【地域協働課（地区市民センター）】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

### 【地域協働課（公民館）】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見

(1) 公民館の行う各種の事業の企画実施等については、教育委員会から任命された館長以下の職員が行うよう法令により規定されている。委託によると他の方法によるを問わず、公民館運營業務は、その枠内で実施されるべきものであるから、関係法令に沿った適切な事業運営に努められたい。

## 子ども政策部

### 【子ども育成課（保育所）】

- 1 指摘事項 なし
- 2 所 見 なし

## 財政援助団体等監査

### 1 監査の基準

鈴鹿市監査基準に準拠

### 2 監査の種類

財政援助団体等監査

### 3 監査の対象

#### (1) 財政援助団体監査

監 査 対 象 ( 所 管 課 )	令和2年度
	補助金※
一般社団法人鈴鹿市観光協会 (産業振興部地域資源活用課)	25,419,000 円

#### (2) 指定管理者監査

監 査 対 象 ( 所 管 課 )	令和2年度
	指定管理料※
鈴鹿市第1療育センター及び鈴鹿市第2療育センター／社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会 (健康福祉部障がい福祉課)	74,435,000 円
鈴鹿市障害者生活介護施設ベルホーム／社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会 (健康福祉部障がい福祉課)	31,023,000 円
鈴鹿市河川防災センター及び鈴鹿川河川緑地 (運動施設・公園施設)／株式会社GFM (危機管理部防災危機管理課, 文化スポーツ部スポーツ課, 都市整備部市街地整備課)	29,300,000 円

※ 補助金は令和2年度交付確定額, 指定管理料は令和2年度決算額

### 4 監査の着眼点(評価項目)

#### (1) 財政援助団体

ア 事業計画書, 予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書及び実績報告書等は符合するか。

- イ 出納関係帳票の記帳及び管理は適正か。  
また、領収書等の証拠書類の管理及び保存は適切か。
- ウ 精算報告は適正に行われているか。
- (2) 公の施設の指定管理者
  - ア 公の施設の指定管理に係る収支会計経理は適正になされているか。  
また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
  - イ 公の施設の指定管理に係る出納関係帳簿の記帳及び管理は適正になされているか。  
また、領収書類の管理及び保存は適正になされているか。
  - ウ 公の施設の指定管理に係る管理規程及び経理規程等は適正に整備されているか。
- (3) 所管部局  
財政援助団体等に対して、市の指導及び監督が適正に行われているか。

## 5 監査の実施内容

令和2年度に執行した事務事業で当該財政援助に係るものを対象に、監査調書及び関係帳簿類の事前調査、関係職員からの聞き取り、現地調査、委員からの質疑応答及び講評などの方法により、令和3年12月15日から令和4年3月16日に実施した。

## 6 監査の結果

上記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。

なお、一部において改善すべき事項等が見受けられた。各監査対象別の指摘事項（修正・改善を要する事項）及び所見（検討・努力を要する事項）は次のとおりである。

### 財政援助団体監査

#### 【一般社団法人鈴鹿市観光協会】

##### 1 指摘事項

- (1) 経理規程の定める賞与引当金が計上されていないので、支給見込額のうち、当該年度の負担に属する金額を計上されたい。

##### 2 所見

- (1) コロナ禍における市内事業者支援として、いくつかの新規事業を企画、実施していることは評価するところであるが、定款の目的及び事業並びに補助金の性質に鑑み、活動の公共性に十分留意の上、事業実施に努められたい。

#### 【所管課／産業振興部地域資源活用課】

##### 1 指摘事項 なし

##### 2 所見

- (1) 一般社団法人鈴鹿市観光協会の監査を実施したので、その結果について、所管課

として適切に指導されたい。

#### 指定管理者監査

##### 鈴鹿市第1療育センター及び鈴鹿市第2療育センター

###### 【指定管理者／社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会】

###### 1 指摘事項

- (1) 平成30年度に実施した職員健康診断料については、運営法人から支払った後、第1療育センターの未払金としてそのまま繰り越されているので適切に処理されたい。

###### 2 所見 なし

###### 【所管課／健康福祉部障がい福祉課】

###### 1 指摘事項 なし

###### 2 所見

- (1) 制度改正が頻繁に行われることに鑑み、必要に応じた情報交換や改正後の点検機会を設けるなど、体制整備に努められたい。
- (2) 療育センター及びベルホームは指定管理者制度上、独立した協定を結んでいるが、同じ法人が受託していることから、業務に係る経費及び収入を運営法人とは別で管理することを求める協定書第7条の会計区分規定に対し、形式的には必ずしも準拠しているとはいえない。同規定の適用について検証及び指導されたい。
- (3) 療育センターの指定管理者である社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会の監査を実施したので、その結果について、所管課として適切に指導されたい。

#### 指定管理者監査

##### 鈴鹿市障害者生活介護施設ベルホーム

###### 【指定管理者／社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会】

###### 1 指摘事項

- (1) 平成30年度に実施した職員健康診断料については、運営法人から支払った後、ベルホームの未払金としてそのまま繰り越されているので適切に処理されたい。

###### 2 所見 なし

###### 【所管課／健康福祉部障がい福祉課】

###### 1 指摘事項 なし

###### 2 所見

- (1) 療育センター及びベルホームは指定管理者制度上、独立した協定を結んでいるが、同じ法人が受託していることから、業務に係る経費及び収入を運営法人とは別で管理することを求める協定書第7条の会計区分規定に対し、形式的には必ずしも準拠しているとはいえない。同規定の適用について検証及び指導されたい。
- (2) ベルホームの指定管理者である社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会の監査を実施したので、その結果について、所管課として適切に指導されたい。



## 指定管理者監査

### 鈴鹿市河川防災センター及び鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）

#### 【指定管理者／株式会社GFM】

##### 1 指摘事項

- (1) 鈴鹿川河川緑地公園施設の維持管理については、管理業務仕様書に規定された業務について、完了検査を受検していないものが見受けられたので、所管課とも協議の上、改められたい。

##### 2 所見

- (1) 鈴鹿川河川緑地運動施設の維持管理については、管理業務仕様書に規定された業務について、完了報告としての要件を満たさないものが見受けられる。所管課とも相談の上、報告方法について検討されたい。

#### 【所管課／危機管理部防災危機管理課】

##### 1 指摘事項 なし

##### 2 所見 なし

#### 【所管課／文化スポーツ部スポーツ課】

##### 1 指摘事項 なし

##### 2 所見

- (1) 鈴鹿川河川緑地運動施設の指定管理者である株式会社GFMの監査を実施したので、その結果について、所管課として適切に指導されたい。

#### 【所管課／都市整備部市街地整備課】

##### 1 指摘事項

- (1) 鈴鹿川河川緑地公園施設の維持管理については、管理業務仕様書に規定された業務について、完了検査を実施していないものが見受けられたので改められたい。

##### 2 所見

- (1) 鈴鹿川河川緑地公園施設の指定管理者である株式会社GFMの監査を実施したので、その結果について、所管課として適切に指導されたい。